

農業者年金制度について

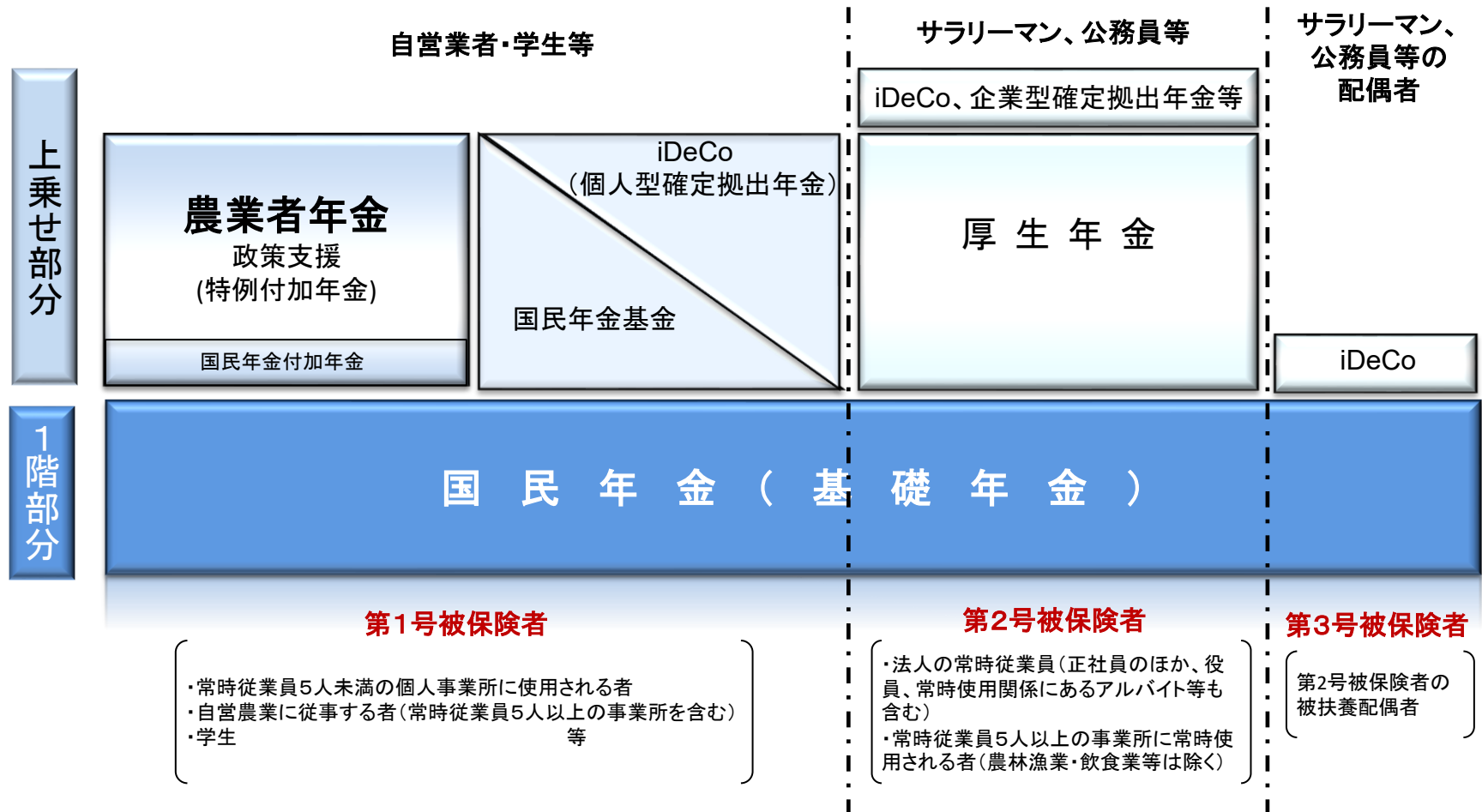
農林水産省

目 次

農業者年金の位置づけ	1
農業者年金制度の概要(現行)	2
農業者年金事業の実施状況	3
農業者年金制度の抜本見直し(平成13年改正)	4
予算の概要	5
法人の概要、役員名簿	6
補足資料	8・9

農業者年金の位置づけ

- 農業者年金は、農業従事者のうち、自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度であり、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金のひとつ。
- 農業経営を法人化し、その法人の役員、社員等として農業に従事することとなった場合は、サラリーマンの上乗せ年金である厚生年金に強制加入（農業者年金の対象外）。



農業者年金制度の概要(現行)

(独) 農業者年金基金は、農業者の老後生活の安定を図り、農業者の確保に資することを目的として、加入者が納付した保険料を積み立て、積立金を安全・効率的に運用し、年金等を給付する事業を実施。

目的

- ・ 農業者の老後生活の安定、農業者の確保

被保険者

- ・ 農業に従事(年間60日以上)する60歳未満(国民年金任意加入被保険者に限り65歳まで加入可)の国年第1号被保険者

保険料

- ・ 月額2万円※～6万7千円の範囲で、被保険者が自ら納付額を決定(加入後に変更可)
※35歳未満で一定の要件を満たす者は1万円から

資金運用

- ・ 被保険者が納付した保険料を積み立て、適切な分散投資を行うなど、給付財源として安全かつ効率的に運用

給付(積立方式・確定拠出型)

◎ 農業者老齢年金

- ・ 65歳以上75歳未満の間で自身で選択した時点から受給開始となり終身給付(60歳まで繰上げ受給も可)
- ・ 年金額は、保険料の積立及びその運用益に基づき決定

◎ 死亡一時金

- ・ 80歳未満で死亡した被保険者・受給権者等の遺族に給付
- ・ 80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当を支給

◎ 特例付加年金(政策支援分)

◎ 政策支援

農業の担い手の負担軽減を図るため、被保険者の保険料拠出を国が補助し、当該補助を原資に、特例付加年金を支給。

対象者

- ① 認定農業者又は認定新規就農者で青色申告者(これらの者と家族経営協定を締結し経営に参画する配偶者及び後継者も対象)
- ② 39歳までに加入
- ③ 農業所得等が900万円以下

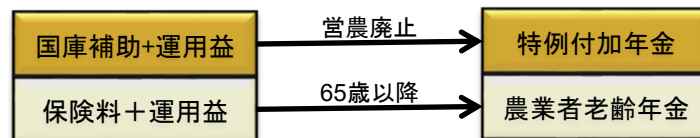
支援内容

特例保険料の適用(保険料拠出に対する補助)

- ・ 月額保険料の下限額(2万円)について、5～2割引の特例保険料(1万～1万6千円)を適用し、その差額(1万～4千円)を国庫補助。
- ・ 支援期間は最長20年分(うち35歳以上の期間は10年分が上限)

特例付加年金の支給

- ・ 保険料補助分については、以下の要件を満たす者に対し、65歳以降、終身給付(60歳まで繰上げ受給も可)
 - ① 保険料を納付した期間などの合計が20年以上
 - ② 経営継承等により農業を営む者でなくなる
- ・ 年金額は、保険料補助の積立及びその運用益に基づき決定



農業者年金事業の実施状況

○ 現行制度は、積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」を採用し、加入者数や受給者数に左右されない長期安定した制度を運用。

被保険者数及び受給権者数

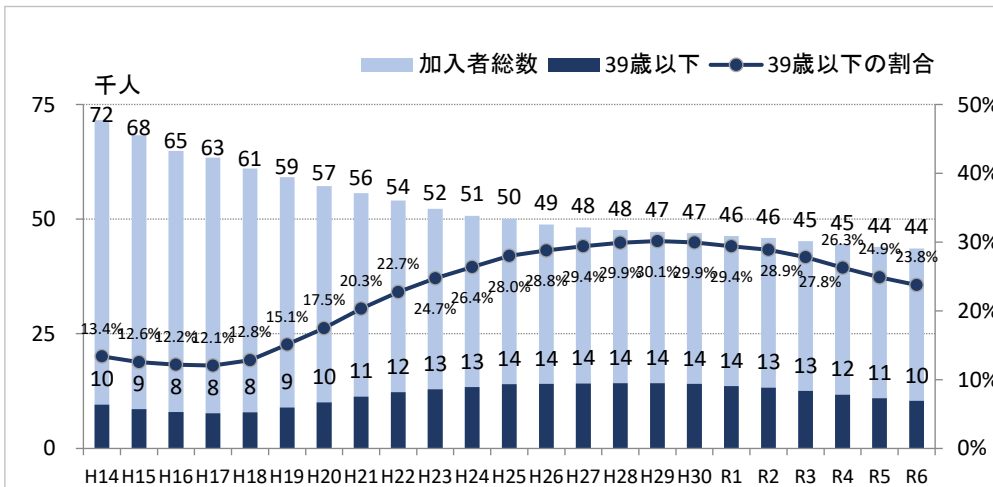
現行制度（R6年度）

	全 体	うち 政策支援対象者数
新規加入者数	2,334人	488人（特例保険料適用）
被保険者数	43,612人	8,406人（特例保険料適用）
受給権者数	58,941人	8,069人（特例付加年金受給権者）
60歳到達者等	35,830人	—
加入者累計	138,383人	—

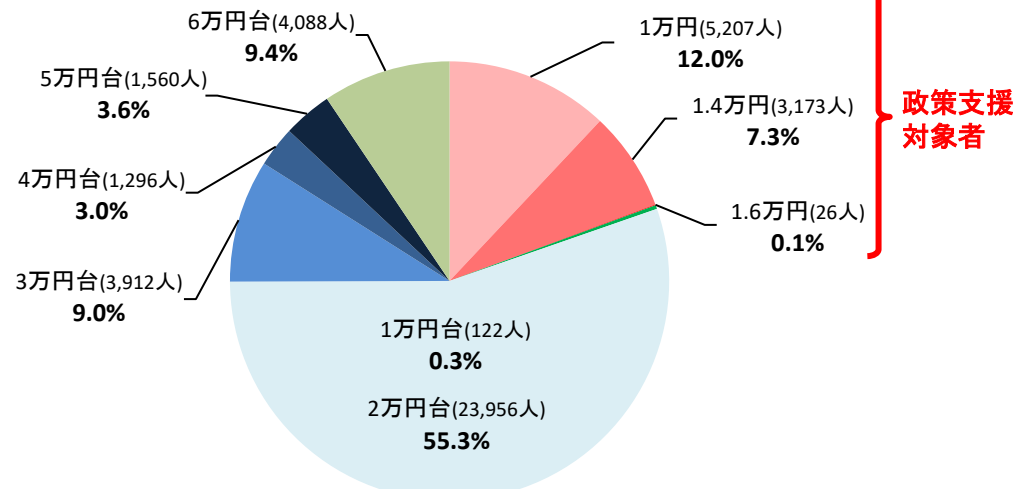
旧制度（R6年度）

	全 体	うち 経営移譲年金受給権者数
受給権者数	184,966人	109,799人

被保険者数の推移

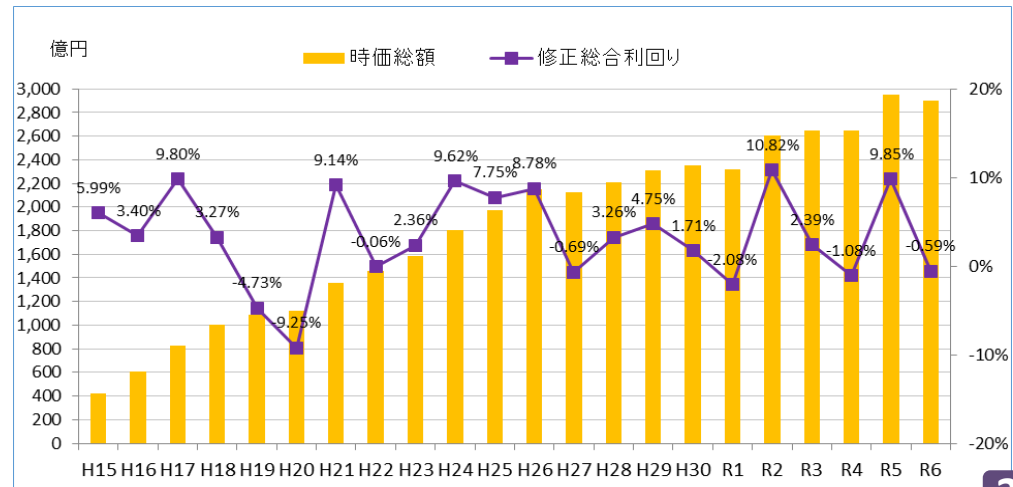


保険料納付金額別の被保険者数



年金資産の運用(被保険者ポートフォリオ)

平均利回り(H14~R6)
+ 2.89%



農業者年金制度の抜本見直し(平成13年改正)

- 引退世代の年金給付を現役世代（加入者）が支える「賦課方式」を採っていた旧制度は、農村の高齢化が進展する中、加入者1人で受給者3人を支える構造となり、財政的に行き詰まり。
- このため、老後に受け取る年金の財源を、現役時に自らが拠出した保険料で賄う「積立方式」に変更するなど抜本的な見直しを実施。これにより、年金財政は、加入者・受給者数に左右されず長期的に安定。

【高齢化の進展と年金財政の悪化】

	昭和40	平成12
農業従事者に占める60歳以上の割合	22.0%	65.9%
農家人口	3,008万人	1,346万人
販売農家数	506万戸	312万戸

(平成10年時点)

加入者数29万人に対し、
受給権者数75万人

保険料収入535億円に対し、
年金支出1,699億円

破綻のおそれ

【平成13年の抜本改正】

- ① 加入者・受給者数に左右されない積立方式に変更
- ② 新制度移行後も旧制度下の加入期間に係る給付は継続（全額国庫負担。ただし国庫負担分の経営移譲年金額を9.8%引き下げ）
- ③ 新制度への移行を希望しない者等に、特例脱退一時金を支給（納付済保険料総額の約8割水準）

	旧制度(昭和46～平成13)	現行制度(平成14～)
仕組み	賦課方式(物価スライドあり)、確定給付型	積立方式(物価スライドなし)、確定拠出型
目的	農業経営の近代化及び農地保有の合理化(若返りと規模拡大)	農業者の確保
加入	強制加入(農地等の権利が50a以上である農業経営者) (※30～50a未満の経営者やその後継者等は任意加入)	任意加入(農業従事者)
保険料	定額【月額21,660円(H13年1～3月の法定額)】	加入者が決定【2万円(一定の要件を満たす者は1万円)から6万7千円】
給付	・65歳までに経営移譲を行った者には、国庫助成により増額された年金(＝経営移譲年金)を支給 ・経営移譲せずに65歳となった者には、保険料を給付財源とする年金(＝農業者老齢年金)を支給	・保険料及び運用益を原資とする農業者老齢年金を原則65歳以降から支給 ・政策支援を受けた者が農業を廃止したときは、原則65歳以降、国庫補助とその運用益を原資とする特例付加年金を支給
政策支援(国庫助成)	経営移譲年金の給付費を助成	保険料拠出を助成

法人の概要

- 設立年月日 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)
- 資 本 金 なし
- 役 員 数 5名(理事長1名、理事2名、監事2名(うち非常勤1名))
- 職 員 数 74名(令和7年4月1日現在)
- 沿 革 昭和45年10月1日農業者年金基金(特殊法人)設立
平成15年10月1日独立行政法人農業者年金基金へ移行
- 業 務
 - 1 農業者年金事業
 - 2 旧農業者年金事業
(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の制度)

農業者年金制度について

(補足資料)

目 次

農業者年金の政策支援について	8
農業者年金の運用	9

農業者年金の政策支援について

特例保険料と保険料補助

要件 次のすべてに該当する者

- ① 60歳到達までに保険料納付済期間等が20年以上となると見込まれること
- ② 農業所得(必要経費控除後)等が900万円以下
- ③ 下表の区分1～5のいずれかに該当すること

区分	政策支援対象者	保険料月額2万円 に対する国庫補助	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者		
3	上記1又は2に該当する者の配偶者及び後継者(家族経営協定を締結し、経営に参画することが必要)		
4	認定農業者又は青色申告者のいずれかで3年以内に上記1の要件を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳(25歳未満は10年以内)までに1の要件を満たすことを約束した農業後継者		—

助成期間

保険料補助を受けられる期間は、通算で最長20年間(うち35歳以上の加入期間は10年が上限)

特例付加年金(保険料補助分から支給される年金)

支給要件 次のすべてに該当する者

- ① 保険料納付済期間等が20年以上であること
- ② 65歳に達していること(60歳以降であれば繰上げ受給も可能)
- ③ 経営継承等による農業からの引退(65歳以降でも可)

経営継承

特例付加年金を受給するために農業から引退する場合、農地等の経営資源を、後継者や第三者に処分して承継させることが必要。

◎ 経営承継の対象資産と処分方法

対象資産		経営継承の方法
農地及び採草放牧地		適格な承継者に対し、権利の移転又は設定等(売却、贈与、貸付けなど)等を行う。
農業用施設	残存耐用年数10年以上の畜舎・温室	施設の処分(処分先は不問)、供用廃止、用途変更等(注)
	残存耐用年数10年未満の畜舎・温室その他の生産施設	
	上記以外(貯蔵施設、加工施設、集出荷施設、格納庫など)	処分は不要
農地等や生産施設を保有していない配偶者や後継者		家族経営協定にしたがって農業経営から外れること

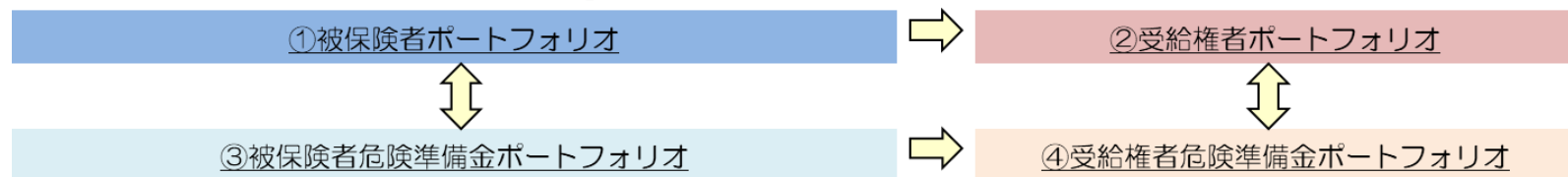
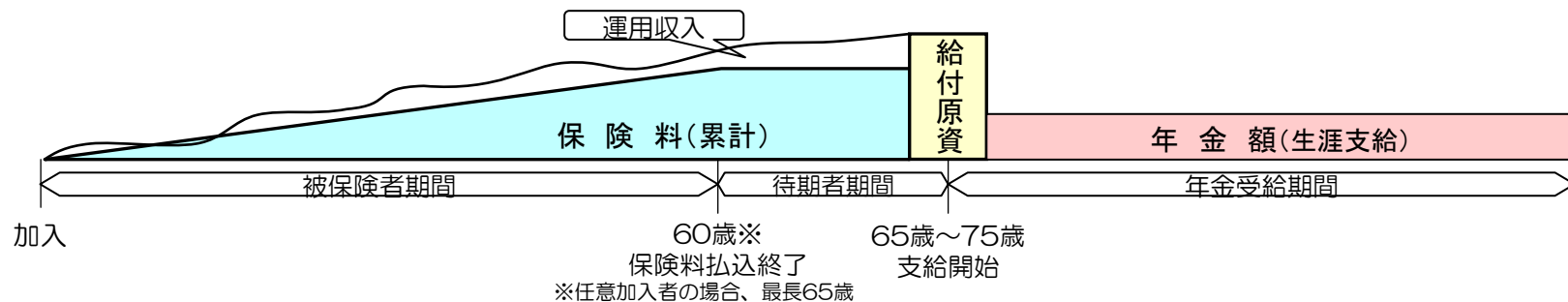
(注)施設内に棚卸資産がないことの農業委員会の確認が必要

◎ 適格な承継者(農地、採草放牧地、残存耐用年数10年以上の畜舎・温室のみ)。

- ・ 後継者 60歳未満の直系卑属の一人及びその配偶者
- ・ 第三者 個人:60歳未満の農業経営者や新規就農者
法人:農業法人、農地中間管理機構、農協等 (注)

(注)第三者のみに処分する場合は、10a以内(道南を除く北海道は20a)の自留地を残せませ

農業者年金の運用(4つのポートフォリオ)

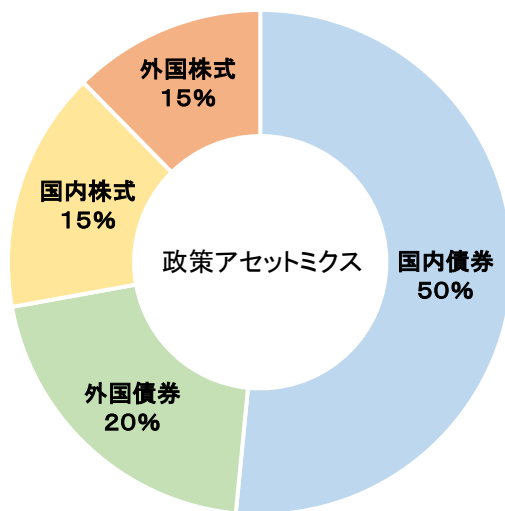


①被保険者ポートフォリオ 2,904億円

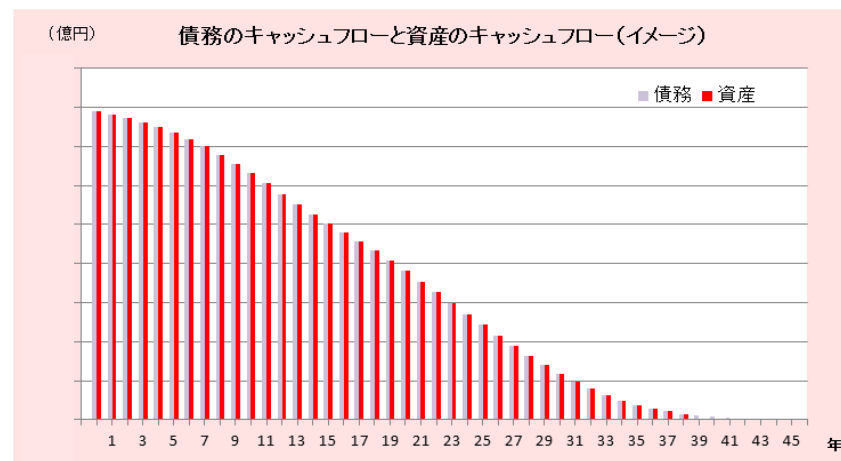
委託運用(パッシブ運用)のベンチマーク

	ベンチマーク
国内債券	NOMURA-BPI
国内株式	東証株価指数(TOPIX)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(日本、中国を除く。円換算。為替ヘッジあり)を75%及びFTSE世界国債インデックス(日本、中国を除く。円換算)を25%により合算したもの
外国株式	MSCI-KOKUSAI

国内債券のうち、約半分は自家運用(満期保有)



②受給権者ポートフォリオ 1,098億円(国内債券・短期資産)



※ 国内債券は、国債の10年債、20年債、30年債及び40年債を保有

③被保険者危険準備金ポートフォリオ 137億円(短期資産)

(付利準備金 93億円・調整準備金 44億円)

④受給権者危険準備金ポートフォリオ 61億円(短期資産)

(調整準備金)

※①~④の資産規模は、令和7年3月末時点